

令和6年度 大野町立東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法：第2条）

上記の考えのもと、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4点を大切にしていく。

- ①いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見・早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、様々な手段を講じ、各種団体や専門家と協力して、対応にあたる。
- ④学校と家庭とが協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ未然防止のための取組

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という認識に立ち、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

(1) いじめが起きにくい、いじめを許さない、見逃さない環境づくり

- ①仲間を大切にし、つながりを強くする活動の推進
 - ・あいさつ、よいこと見つけ
- ②東小ひびきあい宣言の取組
 - ・児童会を中心とした人権教育への取組
 - ・ひびきあい集会での委員会や学年の取組の交流（11月は強調月間）

(2) 児童一人一人の自己有用感、充実感のある学校生活づくりの推進

- ①一人一人が活躍できる学習活動
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
 - ・仲間と分かり合える楽しさや喜びを実感できる交流活動の位置付け
 - ・地域・学校のために働くことの喜びを感じ取らせるボランティア活動の位置づけ
- ②人とつながる喜びを味わう体験活動
 - ・ファミリー活動での異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために講じる様々な手段

- ①「いじめはどの学校・学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という認識にたち、全ての職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ②気になる児童がいる場合には、終礼等の場において気付いたことを全職員で共有し、大勢の目で当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ④毎月「心のアンケート」(6, 10, 2月は家庭へ持ち帰る)を実施し、それをもとに、教育相談を実施する。児童の悩みや人間関係を把握し、問題を早期発見し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題解決

- ①いじめ問題を発見した時は、学級担任だけでなく、校長以下全ての職員で的確に役割分担をして問題の解決にあたる。
- ②事実確認・情報収集を綿密に行った上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめの加害者に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者は、いじているのと同様であることを指導する。
- ④学校内だけでなく、各種団体や専門家との連携も積極的に図る。
- ⑤児童の心の傷を癒やすために、養護教諭や心の相談員、スクールカウンセラーやスクール相談員と連携しながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめの問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校の取組について説明するとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて、指導に生かすこととする。
- ②誰にも相談できないような状況場合、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用を啓発する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

①「ケース会」

問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合う。

②「いじめ未然防止対策委員会」「いじめ対応検討会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、当該学級担任、学年主任等によるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて開催する。なお、機動的な対応を進めるため、管理職、生徒指導主事、関係職員による「いじめ対応検討会」を設置し、対応を協議する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、状況によっては「いじめ防止対策委員会」を開催し、迅速な対応を行う。内容によっては、PTA会長や校区連合自治会長などにも参加を要請する。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式やPTA総会等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)説明 ・学校だより, Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施(「方針」, 前年度のいじめの実態と対応等) ・拡大「いじめ未然防止・対策委員会」で「方針」説明 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートカードの実施, 教育相談の実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(外部専門家も含む) ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施 ・計画委員会主導による学校, 学級での「ひびきあい宣言」の決定 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート(家庭へ持ち帰る)の実施, 教育相談の実施 ・児童向けネットいじめ研修 ・いじめ未然防止のための全校集会(児童会主催によるいじめ防止の取組について) ・校内, 拡大「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施, 教育相談の実施 ・第1回「教職員学校評価アンケート」(対策等の見直し) ・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(1学期の取組の評価) 	夏期休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過の報告 ・心のアンケートの実施, 教育相談の実施 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート(家庭へ持ち帰る)の実施, 教育相談の実施 ・「ひびきあい宣言」に向けた取組(全校でのいじめ防止対策の取組) ・学校運営協議会 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあい宣言」の取組の発表(学級でのいじめ防止対策の発表) ・いじめ実態調査(無記名式)の実施, 教育相談の実施 ・児童向けネットいじめ研修(学級活動 各学年) 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「教職員学校評価アンケート」(次年度に向けて) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(2学期の取組の評価) ・心のアンケートの実施, 教育相談の実施 	第2回県いじめ調査 冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・教職員による次年度の取組計画 ・心のアンケートの実施, 教育相談の実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート(家庭へ持ち帰る)の実施, 教育相談の実施 ・児童会の取組のまとめ ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	

	(外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案) ・学校運営協議会	
3月	・第3回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(1年間の評価) ・学校だより等による次年度の取組等の説明	次年度への引き継ぎ

※アンケート・実態調査等，学級で行った後は，速やかに教育相談担当と管理職で目を通し，いじめなどの危険性がないか把握する。その後，担任は，全児童と教育相談を行い，聞き取った内容をアンケートに記録する。また，学年主任が結果を把握する。

※学年で確認し合った後は，アンケートを教育相談担当・生徒指導・教務・教頭・校長へ。

※アンケートで得た情報は，学級名簿に集約した上で，生徒指導個人カードに記載する。学級名簿と生徒指導個人カードは卒業するまで保管する。

※家庭において親子で行う「教育相談アンケート」を学期に1回実施する。教育相談での内容や指導したことを保護者へ連絡する。

※管理職，生徒指導主事などによる日常観察から得た情報をもとに，いじめの早期発見ができるよう実態把握を行い，指導の方向を明らかにする。

6 いじめ防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

年2回行う，児童の評価，保護者評価，教職員評価にいじめ防止に係る評価項目の入ったアンケートを作成する。

7 いじめ問題発生時の対応

学校の教職員は，速やかに学校いじめ対策委員会に，情報を報告し，組織的な対応に努めなければならない。

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認する。事実確認，情報収集，保護者との連携，役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・ いじめの兆候を把握したら，速やかに情報共有し，組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認できた，或いは疑いがある場合は，いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い，安全を確保しつつ組織的に情報を収集し，迅速に対応する。
- ・ いじめに関する事実が認められた場合は，教育委員会に報告するとともに，いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- ・ 保護者との連携の下，謝罪の指導を行う中で，いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止

め、自らの行為を反省する指導に努める。

- ・ いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら背景も十分聞き取る）
- ④いじめを受けた児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた児童への指導（背景についても十分に踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力の依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○児童が自殺を企図した場合○身体に重大な傷害を負った場合○金品等に重大な被害を被った場合○精神性の疾患を発症した場合○児童や保護者からいじめにより重大な被害があったと申し立てがあった場合○一定期間、連続して欠席しているような場合（迅速に家庭訪問等で調査に着手） |
|---|

【主な対応】

- ・ 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告すると共に、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 いじめ「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」とは、

- ①いじめに関わる行為が止んでいること
 - ・ 行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していることを目安とする。また学校の判断により、より長期の期間と設定し、注視する。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ 被害児童及び保護者に対し、面談を行って確認する。

9 資料の保管

- ①アンケートの質問票の原本等の一次資料の保管期間 ……当該児童が卒業する迄
- ②アンケートや聴取の結果の記録等二次資料及び調査報告書……指導要録と並びで
保存期間を5年

大野町立東小学校いじめ未然防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成25年6月28日公布「いじめ防止等対策推進法」第22条の規定に基づき、校内におけるいじめ防止等（防止，早期発見，対処）に関する措置を効果的に行うため，大野町立東小学校内に，いじめ未然防止対策委員会を設置する。

(定義)

第2条 「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※文部科学省の定義（平成25年）と同一にする。

(目的)

第3条 いじめ未然防止対策委員会を設置することにより，児童・保護者等に対して，いじめ防止等について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にするとともに，未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(取組内容)

第4条 下記の条項に取り組むこととする。

- ①いじめの未然防止のための校内指導体制の確立と取組
- ②いじめの早期発見のための取組
- ③いじめを受けた児童及びその保護者への支援
- ④いじめを行った児童及びその保護者への指導・助言
- ⑤いじめの事実調査
- ⑥その他いじめの防止に係ること

(委員の構成)

第5条 委員会は，次の者をもって構成する。

- ①校長
- ②教頭
- ③教務主任
- ④生徒指導主事
- ⑤教育相談主任・教育相談コーディネーター
- ⑥養護教諭

※必要に応じて，学校職員以外の外部委員を含めた拡大委員会を開催する。
学校職員以外（保護者代表，学校運営協議員会，区長代表 等）

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか，いじめ防止対策委員会の運営について必要な事項は，委員会が内規として定める。

大野町立東小学校いじめ未然防止対策委員会 内規

(委員の役割)

第1条 委員は次の役目を負うものとする。ただし、司会、記録等は、事情によって交代することも可とする。

- ①校長 ・ ・ ・ ・ ・ 委員長
- ②教頭 ・ ・ ・ ・ ・ 副委員長
- ③教務主任 ・ ・ ・ ・ 記録
- ④生徒指導主事 ・ ・ 司会
- ⑤教育相談主任・教育相談コーディネーター
- ⑥養護教諭

(会議)

第2条 会議は下記のように開催する。

- ①定例会議は、4月・6月・8月・10月・12月・2月に行う。
- ②臨時会議は、委員長又は副委員長が必要と認めたときに随時行う。各委員は、必要に応じ会議の開催を委員長又は副委員長に要請する権利と義務がある。

(会議の構成)

第3条 会議を開催するにあたり、委員長・副委員長は設置要綱第5条に定められた者の他に、下記の者に出席命令もしくは出席要請する。

- ①いじめの案件に関係する児童の担任及び学年主任
- ②いじめの案件に関係する職員
- ③大野町スクールアドバイザー
- ④心の相談員
- ⑤その他、必要と認める者

(会議の内容等)

第4条 設置要綱第4条に定めたことに付随して、保護者説明会・記者会見等を開く場合、その実施の仕方やそれに付随する業務についても取組内容①及び⑥として会議の対象とし委員が実施にあたっては協働する。

(職員の服務)

第5条 東小学校全職員は、いじめに係る職務を以下のものと定める。

- ①学級担任等
 - ・ 日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
 - ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることであることを理解させ、いじめの傍観者からいじめの抑止者への転換を促す。
 - ・ 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。

- ・ 教師としての指導力，人権感覚を磨く。
- ・ 休み時間，放課後の児童との雑談や日記から，交友関係や悩みを捉える。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用して，教育相談を行う。
- ・ いじめが疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。
（暴力を伴ういじめの場合は，複数の職員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童や保護者から「いじめ」の相談や情報があった場合，真摯に受け止め，迅速に調査，聞き取りなどを行い，正確な実態把握を行う。その際，他の児童の目に触れないなど，聞き取り方法，場所，時間など配慮して行う。

②養護教諭

- ・ 学校保健安全委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで，その様子に気を配るとともに，いつもと何か違うと感じたときは，その機会を捉えて話を聞くようにする。
- ・ いじめが疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は，複数の職員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童や保護者から「いじめ」の相談や情報があった場合，真摯に受け止め，迅速に調査，聞き取りなどを行い，正確な実態把握を行う。その際，他の児童の目に触れないなど，聞き取り方法，場所，時間に配慮して行う。

③生徒指導主事・教育相談担当教員・心の相談員

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会で積極的に取り上げ，教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日常から諸関係機関を定期的に訪問し，情報交換や連携に取り組む。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施など計画的に取り組む。
- ・ 保健室や心の相談員等による相談室の利用，電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休み，放課後の校内巡視等において，児童が生活する場の異常の有無を確認する。

④管理職

- ・ 全校集会などで校長等が日常的にいじめの問題についてふれ，「いじめは人間として，絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・ 学校の全教育活動を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組むようにする。
- ・ 児童が自己有用感を高めることができる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に命ずる。
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組（例えば，児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進するよう関係職員に命ずる。

る。

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止める体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(組織の対応)

第6条 組織として指導・支援体制を整備する。

①委員会

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）を整備する。
 - * いじめられた児童やいじめた児童への対応
 - * その保護者への対応
 - * 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつようにする。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に助言を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、組織で、より適切に対応する。

②委員会で決定した指導・支援体制に基づいた指導・支援

A いじめられた児童に対応する職員

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を解消するよう努める。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

B いじめた児童に対応する職員

- ・ いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

- ・ 不満やストレス（交友関係や学習，進路，家庭の悩み）があっても，いじめに向かうのではなく，運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

C 学級担任等

- ・ 学級等で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を確立できるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童に対して，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては，それらの行為は，いじめに加担する行為であることを理解させる。

D 委員会

- ・ 状況に応じて，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，警察官経験者等の協力を得るなど，対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し，児童の進学や転学にあたって，適切に引き継ぎを行う。

③保護者と連携する教員

- ・ 家庭訪問（加害者，被害者とも。また，学級担任を中心に複数で対応）等により，迅速に事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り保護者の不安を解消するよう努める。
- ・ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した，いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

平成26年3月17日作成

平成26年12月一部改訂

平成28年3月 一部改訂

平成29年3月 一部改訂

平成29年4月 一部改訂

平成30年3月 一部改訂

平成31年3月 一部改訂

令和2年3月 一部改訂